

令和5年 第10回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年10月12日					
3. 開催通知の期日	令和5年10月12日					
4. 招集期日	令和5年10月30日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	欠
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

1.1. 報告事項

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

1.2. 提出議案

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画の承認について

1.3. その他

農業委員会慰労旅行について

農地利用最適化活動について  
県選出国會議員との懇談会の議題について  
当面の日程について

<開会>

会長代理 それでは、第10回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。  
本日、欠席ということで白鳥委員のほうから連絡がありましたので、よろしく  
お願いいたします。  
それでは、招集者挨拶ということで、山本会長、よろしくお願  
いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 お疲れさまです。  
外を見れば9月いっばいの暑さもなくなり、10月に入って大分涼しくな  
って、今は里のほうに見渡すと紅葉が大分降りてきまして、近場の桜、堤防の桜とか、オリ  
ンピック道路の桜の木も結構色づいてきて、きれいな時期になってきました。  
農作物のほうですけれども、ブドウのほうもぼちぼちの形になってきまして、11  
月に入れば、またフジのほうの収穫も始まりつつ、農家の皆さんも忙しくな  
って来ますけれども、頑張って農作業をしていただきたいと思います。  
今月は別段状況的にお話しすることはありませんので、今日はこのぐら  
いにしまして、議会のほう、よろしくお願  
いいたします。本日はよろしくお願  
いいたします。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。  
それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行を山本会長、よろしくお願  
い  
いたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、始めたいと思います。  
4番の議事録署名委員の選任ですけれども、今日は  
1番 湯本幸作 委員  
17番 湯本貴文 委員  
お願  
い  
いた  
し  
ま  
す。

<議事>

議 長 それでは、議事に入ります。  
5番の議事に入ります。  
(1) 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局  
より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届  
出について、今月2件です。  
1件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字戸平  
字〇〇〇〇〇他10筆、現況地目が畑、現況面積9,411.29平米、あっせん  
希望はございません。  
2件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字寒  
沢  
字〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、畑、現況面積が2,602平米、あっせん希望  
は  
ご  
ざ  
い  
ま  
せ  
ん。



おります。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約350メートルほど西南に位置する農地となります。

8件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万4,299平米、家族総数3、稼働人員3、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積297平米、耕作面積8,656平米、家族総数2、稼働人員2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積577平米、契約内容は売買で価格は35万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を23ページ、公図を24ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約150メートルほど東南に位置する農地となります。

9件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積6,033平米、耕作面積4,646平米、家族総数2、稼働人員2、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員2、申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積は480平米、契約内容は売買で、価格は10アール当たり30万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため経営規模の縮小、受人につきましては、新築する住宅地に隣接する農地で、野菜の作付で新規就農となっております。位置図を25ページ、公図を26ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇の西側に位置する農地となります。

10件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万2,889平米、耕作面積7,209平米、家族総数2、稼働人員1、受人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は公衆用道路、合計面積452平米、契約内容は売買で、価格は10アール当たり110万6,194円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては居住地の道向かいにある農地で、野菜の作付で新規就農となっております。位置図を27ページ、公図を28ページに載せております。場所につきましては、受人の居住地、〇〇〇〇〇〇〇の道向かいに位置する農地となります。以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

1番の案件について、小池委員、説明お願いいたします。

すみません、1番、2番、3番、4番、先月の案件ですけれども、その後、補足説明ということで、一括して補足説明お願いいたします。

小池委員 10月10日に役場の農林課の方、また夜間瀬地区の委員3名で〇〇〇〇〇さんより説明会をお聞きしました。地権者の方にこれからちゃんと説明をしていかなきゃいけないということで、25日に前坂区の研修センターにお集まりいただきまして、地権者の方、また農業委員3名、役場、来ていただきまして説明会を開きました。ワインブドウということで、雪の多いところで大変ではないかということで、問題もありましたけれども、これから少しずつでもワインブドウを作っていただきながら荒廃地をなくし、また鳥獣のすみかを一つでもなくしていきたいと思っておりますので、ひとつご協力のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。

この案件について、質問のある方は挙手願います。

佐藤委員。

佐藤委員 ワインを作るにつけて誰が作るんです。実際、経験者とかそういう方はいらっしゃるんですか。

小池委員 会社の中にはいらっしゃるんですけども、その方にリモートとか、そういう形で聞きながら進めていきたいということです。また、県のほうにもワインブドウの指導員の方がいらっしゃるんで、その方にお聞きしながらやっていきたいということで、説明会がありました。

議 長 いいですか。ほかに質問ありましたら挙手願います。  
ちょっと、1つ、ワインブドウを作って、収穫後、醸造所とか必要になると思うんですけども、そういうお話しというのは出たんでしょうか。

小池委員 一応、今、〇〇〇のプールがあった場所を醸造所ということでやっていきたいということでお話を聞きました。ただ、順調に出始めるには多分3年、4年、よくて5年というような形だそうなので、長い目でちょっと見ていかないと。

議 長 分かりました。  
ほかに質問ある方、挙手願います。(なし)  
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
5番の案件について、私のほうから補足説明をさせていただきます。  
渡人の〇〇さんなんですけれども、〇〇さんの父親が〇〇の出身の方で、その〇〇の出身地に兄が住んでいたわけなんですけれども、そのお兄さんが亡くなって、その後、息子さんも2人おられたんですけれども、息子さんも2人とも亡くなられて、奥さん独り住まいで住まわれたわけなんですけれども、その奥さんも高齢ということで、家のほうを出られて施設に入っているわけなんですけれども、この権利をここにあるとおりの〇〇さんのほうに全部任せるという話で決めたそうです。  
その中で、〇〇さんのほうもどういうふうにやったらいいかということで、町の空き家バンクとかに登録しつつ、いたわけなんですけれども、受人の〇〇さんなんですけれども、〇〇〇出身ということなんですけれども、町内に来て物件を見たときに気に入ったということで、売買に至ったわけなんですけれども、〇〇〇〇さんは、〇〇の〇〇さんの弟さんに当たるわけなんですけれども、その弟さんも年ということで、息子さんと相談して任せられたわけなんですけれども、こういう形になりました。  
〇〇さんも2年後には定年になるということで、定年後にはこっちに移住して、この畑で野菜を栽培しつつ生活したいということです。  
以上なんですけれども、よろしく願いいたします。  
5番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
6番の案件について、下田健志委員、お願いいたします。

下田健志委員 地図を見てもらえばあれなんですけれども、19ページ、これは〇〇〇〇〇〇〇〇というかありまして、そこの横の休耕田の場所です。前に農地の確認をしたときに、耕作であったところであります。今回、こういう贈与という形で、〇〇さんは〇〇〇〇の方だと思えるんですけども、お話がまとまって、また管理していただくとい

うことなんで、畑とか、草も切ってもらってちゃんとやってもらっているのであれば、何も問題ないと思いますので、皆さんのほう、よろしく願います。  
また、〇〇〇〇〇〇〇〇だと思えますので、事務局で何か補足ありましたら、取りあえず、すみません、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。  
(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
7番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 まず、今回の申請地についてなんですが、〇〇〇〇さんが以前、〇〇〇〇さんという方から、ちょっと時期は記憶ないですが、1年以内、ごく最近買い取られた畑なんです。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、ご親戚になります。〇〇〇〇さんなんです、〇〇〇〇となっておりまして、以前、こちら〇〇に住んでおられて、ちょっと今、住んでいる方いらっしゃらないんですが、家はまだこっちに残っている状態です。取り壊していないというような状態です。人は住んでいないんですが、そんな状態です。  
それで、〇〇〇〇さんの畑があるんですが、その畑に行くのに、今まで通っていた畑、今まで親戚だったんで無言の了解といいますか、何も言わずに通らせてもらったところなんです、〇〇〇〇さんに〇〇〇〇さんが譲ってしまったことによって、ちょっとそこが入りづらくなってしまったということで、〇〇〇〇さんに相談して、乗り入れの部分だけ譲ってもらえないかという話をして、〇〇〇〇さんのほうが快諾していただいて、こういうことになりました。  
何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。  
(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
8番の案件について、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 受人の〇〇〇〇さんはIターンということで、〇〇〇〇で里親で修行を受けた後、畑を初めて5年になるそうなんですけれども、ブドウを主に、リンゴもやっていて、結構な耕作を頑張ってやっています。  
今回の畑は、位置図にもあるようにご自宅のすぐ裏の畑で、〇〇〇〇さんも作付をしていらっています、ちょっとお年もご高齢になってきたとかで、経営規模縮小するということで、〇〇〇〇さんの自宅の裏ということで、今回売買に至ったということで、畑の草取りもきれいにしておいて、今、更地にもなっていますので、ゆくゆくはブドウの栽培をしたいというふうにおっしゃっていました。問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。  
(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
9番の案件について、補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 ○○○○さんにつきましては、高齢で病気もされているということで、規模縮小をしたいということで、その土地について、○○さんが隣で家を建てた裏の場所で野菜を作られているということですので、問題ないともいます。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。  
(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
10番の案件について、小池委員、補足説明をお願いいたします。

小池委員 ○○○○さんなんですが、ちょっと体を壊され農業をすることができなくなったということで、○○さん、すぐ土地の下でペンションを初めてもう40年ぐらいたつかと思えます。隣接しているというか、道路1本挟んでいるということで、少し野菜を作りたいというお話がありまして、できたらそこで家庭菜園ではないんですけども、作りたいということで話がありました。面積的には僅かなんですけども、うちで食べる程度の野菜を作りたいということで、すぐ裏も山ですので、少しでも耕作ちょっとしていただければ助かると思えますので、ひとつよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。  
(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
(3) 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料6ページ願います。議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちら売買に伴う農地転用の案件となります。  
今月1件ございまして、所在地は大字平穩字○○○○○○-○、地目は台帳、現況ともに畑、面積は414平米、農地区分に3種農地でございます。申請事由ですが、個人用住宅の建築ということで、申請人は、渡人は○○の○○○○、受人は○○○在住の○○○、契約内容は売買で、事由の詳細ですが、現在、受人の○○さんは○○○のアパートに住んでいますが、子供が生まれて手狭になるため、土地を購入し、住宅を建築するという案件になります。  
添付資料ですが、29ページに位置図、こちらですけども、先ほど第3条の9番目の案件で許可になりました農地と隣接している土地です。○○○から約40メートルほどの距離になります。次の資料30ページに公図の写し、31ページに住宅の配置図を載せております。  
以上になります。

議 長 ありがとうございます。  
この案件について補足説明をお願いいたします。湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 この案件につきましては、ただいま事務局のほうからあったとおり、農地法第3条のところで説明した○○○○さん、○○○さんのところでありますけれども、先

ほどの農地法第3条の売買でもありましたが、〇〇さんの農地を分筆して、そのうち414平米を住宅、480平米を農地として利用されます。隣接する土地に果樹がありますが、地権者の同意が取れており、転用し住宅を建てても問題ないと思われれます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。  
(4) 議案第28号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局 資料10ページをお願ひします。議案第28号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月利用権設定の新規設定が2件、再設定が1件の計3件です。  
1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑、面積1,273平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で1万9,434円の新規設定となります。  
2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑、面積2,812平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は10アール当たり7,000円の新規設定となります。  
3件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で面積6,863平米のうち4,777平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で6万9,000円の再設定であります。  
以上3件につきまして、承認をお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。  
1番の案件について補足説明をお願ひいたします。湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本貴文委員 〇〇さんに関してですが、高齢になったため、ちょっと自分では耕作ができないということでやってくれる人を探したところ、この畑の近所に住んでおります〇〇〇さんはブドウをやっておりますし、やってもいいよということになりまして、この話がまとまりました。〇〇さんも結構真剣にやっておりますので問題ないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。  
2番の案件について私のほうから補足説明をさせていただきます。  
貸方のほうの〇〇〇〇さんなんですけれども、数年前まで野菜づくりで頑張っていたわけなんですけれども、ちょっと体調を崩し、また高齢になったということで栽培ができなくなったという話なんですけれども、〇〇〇さんのほうに打診したところ、一時ちょっと悩んだんですけれども、やってみるかということで、近くに隣接のところでもプラム栽培をしており、便利性もあってやってみるということで決めたということです。何ら問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

この案件について質問のある方は挙手願います（なし）  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）  
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。  
小古井委員、可決ということをお願いします。  
3番の案件について、上原代理お願いいたします。

上原代理 この案件ですが、この畑をちょっと確認しに行ったところ、〇〇さんがちょうど収穫されていて、夫婦で。もう20年ぐらいずっと借りておられて、もうあと10年頑張つてつくるかということをおっしゃっていらっしゃったので、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。（なし）  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）  
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。  
以上で今月の議事は終了といたします。ありがとうございました。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

<その他> 農業委員会慰労旅行について  
農地利用最適化活動について  
県選出国會議員との懇談会の議題について  
当面の日程について

会長代理 ありがとうございました。以上をもちまして第10回山ノ内町農業委員会定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後5時6分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---